

環境正義論の放射性廃棄物管理政策 への応用

——参加・分配的正義から導かれるポスト熟議民主主義時代の批判的思考

小野 一

はじめに

- 1 環境正義論的アプローチ
- 2 放射性廃棄物管理と世代間公正
- 3 熟議民主主義の環境正義問題への応答性
おわりに——いくつかの思考実験

はじめに

原子力発電の弊害のひとつが、高レベル放射性廃棄物（High-level Radioactive Waste: HLW）⁽¹⁾である。深地層処分の立地選定は世界的に難航している。日本では原子力発電環境整備機構（NUMO）を中心に最終処分場候補地を探したが、2020年夏に北海道寿都町と神恵内村が「文献調査」に名乗りを上げるまで、目立った進展はなかった。その後は長崎県対馬市や佐賀県玄海町でも応募の動きが見られ、反対運動も活発化している。

原発を動かしたことのある国なら避けて通れぬ放射性廃棄物管理（Nuclear Waste Management: NWM）は、狭義の原子力問題と異なる思考様式を要求する。「不利益の公正分配」が問われるテーマだからである。本稿は、紛糾必至な難問に具体的解決策を示すものではない。環境正義論のNWM政策への援用可能性について考察することで、現代デモクラシー論研究の質的拡充を図る。

環境正義には世代内（地域間）公正と世代間公正の側面があるが⁽²⁾、後者では不確実性ゆえに複雑さの度合いが高まる。本稿第2節では、世代間公正と関わるNWM政策上の論点を抽出するとともに、分配的正義と手続的正義の区別の重要性に言及する。「不利益の公正分配」が完全には達成不可能なら、どうすべきか。第3節では、補償措置も含め次善の策を考えるという条件下での熟

(1) 本稿では、原発の使用済み核燃料およびその再処理による生成物（ガラス固化体）を対象とする。核燃料サイクル計画を公式に放棄していない（直接処分方式をとらない）日本では、使用済み核燃料は資産として計上されるが、放射性廃棄物と呼称する。

(2) 紙数の関係から世代内公正と関わる各国政治過程分析は既発表論文（小野2022a）に譲り、本稿では、行論上必要な場合にのみ事例を参照する。

議民主主義の応答性を問う。これは、環境正義の理論的發展をふまえた上で分配的正義への再注目が要請されるポスト熟議民主主義時代に、NWMの「熟議的転回」の経験を批判的に継承する試みでもある。「おわりに」では、今後の見通しもかねて簡単な思考実験を行う。

1 環境正義論的アプローチ

(1) 出発点としてのロールズ正義論

ジョン・ロールズ『正義論』では、正義の二原理⁽³⁾が示される。「第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全体システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全体システムといっても（無制限なものではなく）すべての人の自由の同様に（広範）な体系と両立可能なものでなければならない。

「第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。(a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する（ものだけに不平等がとどまる）ように」(Rawls 1999: 266; 邦訳 402-403 頁)。

すぐ後の説明によれば、正義の諸原理は辞書式順序でもってランクづけられるべきであり、よって基本的な諸自由は自由のためにのみ制限されうる。また、正義の第二原理は、効率性原理および相対的利益の総和の最大化原理よりも辞書式に優先するのであり、公正な機会（均等原理）は格差原理よりも優先する。然るに、自由と機会が平等に配分されている場合にのみ、不平等が許される。

正義の二原理の論証のため、ロールズは「無知のヴェール」として知られる原初状態を想定する。そこでの主体は、自身の地位や資産・嗜好・能力などを知らないという意味で平等であり、正義の二原理が社会構成員の合意により選択される。そして、分厚い無知のヴェールの下で平等原理を出発点として合意形成を行うため、最も不遇な立場の者が納得するような基準にたどり着く(*ibid.*: 130-132; 邦訳 204-207 頁)。

マイケル・サンデルによれば、(アングロサクソンの) 政治哲学の伝統は「幸福の最大化」を目指す功利主義、「自由の尊重」を重視するリベラリズム、「美徳の涵養」を強調するコミュニタリアンの3つに分けられる。このうち第二の立場が、カントの道徳哲学に源を発し、ロールズにより体系化されたりベラリズムの潮流である(宇野 2015: 30)。ここでは、最大多数の最大幸福のために個人の権利を犠牲にすることは許されない。ベンサムを嚆矢とする功利主義への批判を意図したのが『正義論』だったといえる。

現代哲学の豊穡な世界に、本稿が立ち入る余裕はない。ここではロールズ正義論が、環境正義の分野でも出発点となり得ることを確認するにとどめる。

(3) 「手始めの言明」は『正義論』第11節に現れるが、何度かの修正を経て第46節で提示される「二原理の最終版」を引用した。

(2) 環境正義論の先行研究

最も社会的リスクの犠牲になりやすいのは貧困層とマイノリティである。クリスティン・シュレーダー＝フレchetteは、「あらゆる人が生まれながらに持つ民主的な権利を取り戻す後押しをすべく、社会が環境リスクを見積もり、分配するやり方についての方法論的・手続き的改革を提言する」(Schrader-Frechette 2002: 5; 邦訳4-5頁)。そうした議論は、「土地やそこで暮らす最も被害を受けやすい人々を汚染し、開発し、脅かす者たちの行為に対して、なぜ誰もが責任を引き受けなければならないのか」という説明に行き着く。

社会的正義に関する既存の理論が、分配が行われる制度的文脈を無視するばかりか、特定の制度的構造を所与の前提としている(Young 1990: 22; 邦訳30頁)との批判は重い。非分配的な争点(意思決定の構造と手続き、分業制、文化)にも注意すべきである。当座の政治的平等の原則(PPFPE)⁽⁴⁾を手がかりに、シュレーダー＝フレchetteは、「(1) 環境正義問題は、人々の福利を脅かし、かつ、自由なインフォームド・コンセントや平等などの基本的な倫理観念をも脅かすがゆえに、その問題に対処することには倫理的な根拠がある。(2) 環境リスクに関する政策立案に際しては、問題への対処に、(手続き上の、つまり)参加に関する改革と、(実質的な、つまり)分配に関する改革の両方が含まれなければならない。(3) 環境不正義への対処に際しては、環境正義問題が倫理的にも科学的にも、そしてそれぞれの事例によっても複雑であるということを経験に入れておく必要がある。(4) 環境正義の擁護に携わる義務は、事実上すべての市民に課されており、そうした義務は、環境正義に専念する非政府組織(NGO)への参加を通じて果たされる。(5) 環境正義に対する責任はさしあたり企業と政府にあるが、とりわけ民主主義社会においては、最終的に責任を負うのは民衆自身である」との暫定的結論を示す(Schrader-Frechette 2002: 18-19; 邦訳29頁)。

ここに挙げられた分配的正義や手続的正義と並び、承認的正義も重要である。マイノリティの発言権を実効的に保障するには、背景に存在する不平等の縮減や特別な取り扱いが必要だからである。イヴォ・ウォーリマン＝ヘルマーの所論もふまえ、松尾隆佑は、分配的正義、手続的正義、合理性の観点から(汚染)廃棄物処理政策に規範的分析・評価を施す(松尾2022: 43-44)。

マシュー・コットンは、(イギリスをはじめとする)NWMを扱う著作の中で、漸進主義(incrementalism)を通じた柔軟性欠如(inflexible)型テクノロジー克服について論じる。巨大プロジェクトを支える合理的計画という想念に従えば、政策決定者は必要な情報にアクセスし、政治的決定ひとつで問題を解決できる。実際の政策決定では、現状の大幅変更はまれである。終わりなき取り組みの積み重ねが漸進主義だとすれば、一足飛びの問題解決とは対極の、継続的交渉、同盟形成、試行錯誤を繰り返しながらの政策決定プロセスである。細分化された、小規模単位での政策形成なら、望ましからざる決定の取り消しも容易である。それとともに重要なのは公衆参加である。それゆえ漸進主義は、記述的であるとともに規範的とも理解し得る(Cotton 2017: 47)。

漸進主義にもどかしさを覚える人はいるかもしれない。それでも、困難で複合的な社会問題に適

(4) Principle of Prima Facie Political Equality. 用語法上の留意点については、邦訳書の訳注(第2章の[1])も参照。

合的なのは完璧ではないが知的な民主主義であり、前著（Cotton 2014）とあわせ、政策決定への環境倫理的知見の援用は重要である。日本における環境倫理学の展開については、吉永・福永（2018）等の解説がある。

（3） リサーチクエストと留意事項

環境正義論の NWM への援用可能性といってもリサーチクエストとしては大雑把すぎるので、考察対象の絞り込みが必要である。

シュレーダー＝フレチェットの PPFPE は、ロールズ正義論以来の知見を環境正義の諸問題に応用する試みである。それをふまえて、本稿では、環境正義論と現代デモクラシー論（特に熟議民主主義論）との相互関係に注目する。参加の正義（手続的正義）に関する限り、熟議的手法を取り入れた社会的合意形成という議論はそれなりに説得的だが、そこから分配の正義は帰結するのだろうか。この問いに答える前提は、世代間公正と関わる NWM の特性を明らかにしておくことである。

厳密な意味の「不利益の公正分配」は（世代内でも世代間でも）おそらく不可能である。補償措置も含め次善の策を考えねばならないなら、そのような限定的条件下での熟議民主主義の応答性を検証すべきである。これが本稿後半のリサーチクエストで、そうした考察を通じてポスト熟議民主主義時代の NWM 政策の課題も浮かび上がろう。

議論の混乱を未然に防止するため、留意事項を記しておく。価値観レベルの対立を招きやすいテーマだが、立場の相違がアカデミックな対話を妨げるのは望ましくない。たしかに NWM は、原発推進か脱原発か、総量管理が可能か否かで意味が異なる。一部の反原発運動には、最終処分場が見つかりと原発運転継続に道を開くとの懸念などからこの問題に関与したがる風潮もあるが、NWM は脱原発後も残る。新技術を用いた問題解決への態度によっても意見は分かれる（筆者は過度の楽観的期待を警戒する立場だが、読者に同意を求めるものではない）。

放射性廃棄物は、国により定義や分類法に違いがあり、再処理するのか直接処分なのかによっても位置づけが変わる（注 1 も参照）。せめて、用語解釈のゆれが無用な対立を誘発することは減らしたい。地層処分はもともと回収可能性⁽⁵⁾を想定しないが、行論中で言及するような概念的区別の流動化もあるため、筆者が「(最終) 処分場」という場合、回収可能性付きのものも含めて考える。オプションが明確に整理されれば、日本の NWM をめぐる膠着状態⁽⁶⁾も違ったかたちをとるかもしれない。

地層処分が長期暫定貯蔵かは、理論的・哲学的にも政治実践的にももっと忌憚なく論じられてよい。本稿がそれに深入りしないのは、時間的スケールの区別を曖昧にした論述スタイルとも整合的

(5) この語を広く知らしめたのは経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）の 2011 年報告書（Reversibility and Retrievability (R&R) for the Deep Disposal of High-level Radioactive Waste and Spent Fuel）だが、そこには、社会が地層処分の可逆性と回収可能性を求めるのは、技術的に HLW を回収する可能性だけでなく、後戻りできない段階を避けて市民参加型の意思決定プロセスを維持することにもあるとの重要な指摘がある（寿楽 2021：35）。

(6) 日本では政府の進める地層処分場計画に監視付回収可能性は想定されておらず、対抗専門家は HLW の埋め捨て反対の見地から地上の暫定貯蔵施設での長期保管を推奨する（小野 2021 等）。このような二項対立は、しかしながら、世界標準から数十年遅れた議論と言わざるを得ない。

である。世代間公正といっても、ある程度予測可能な数世代先と、何万年先の将来とでは意味が違う。近未来においていかなる形態のHLW貯蔵が望ましいかは精査に値するが、時間的スケールごとの最適解シミュレーションは本稿の課題ではない。世代内公正すら覚束ない人類が、それでも世代間公正を考える時、実際に俎上に載せられるのは将来を見据えた現代世代の政策選択である。ここではむしろ、問題を先送りしない姿勢やデモクラシーのあり方にフォーカスしたい。

2 放射性廃棄物管理と世代間公正

(1) 立ちはだかる不確実性の壁

世代間公正のレトリックは、環境政策では目新しくない。1987年の国連環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）報告書で定式化された持続可能な開発⁽⁷⁾とは、「将来世代のニーズを満たしつつ、現代世代のニーズも満足させるような開発」のことである。途上国の開発への権利を認めた上で環境問題への取り組みを促すためでもあるのだが、将来および現代世代のニーズをともに充足するような開発を容認（推奨）する。限りある資源を大切に使い、過度の経済成長を戒める発想は、1972年のローマ・クラブ「成長の限界」にまで遡れる。

その後も世代間公正を意識した取り組みは続けられる。汚染者負担は公害対策の基本原則だが、NWMのテーマ化は容易ならざる問題を惹起する。数万年単位で放射線を出し続ける放射性廃棄物の管理には不確実性が伴うため、汚染者負担原則の機械的適用は難しい。時間的スケールが大きくなると、将来世代の選好、価値観、技術、遺伝的形質を知ること、影響を受ける潜在的人口を特定することもできなくなる。

ジュヌヴィエーヴ・フジ・ジョンソンは、リスク、不確実性、将来の状況の観点から福祉功利主義、現代義務論、熟議民主主義の3つの理論の長所・短所を検討する。福祉功利主義は、決定により影響を受ける可能性がある個々人の利益を平等に考慮し、選択肢ごとに利益を総計し、最大多数の利益が最大になるものが最良の選択と考える。そこから導かれる環境政策上の意思決定に関わる倫理的諸原則には、取り返しのつかない危害を回避すること、複数の行為選択肢の比較検討、弱者保護、最低賃金の最大化、持続可能な利益の最大化、災害の最小化などが含まれる（Johnson 2008：56-58；邦訳111-117頁）。

一見わかりやすい論理構成だが、問題の端緒がすでに含まれている。最大化すべきは平均幸福なのか、幸福な存在者の数なのか。対象を「人間」に限るとしても、実際に存在する人か、可能性として存在する人かによっても話は違ってくる。功利主義は、「幸福を勘案せねばならない人々の中に誰が数え入れられるべきかというまさにその問題」に、答えを持たない（*ibid.*：65；邦訳129頁）。これに飽き足らず、意思決定過程を通じた根本的な道徳的平等により将来世代へのリスク転嫁を最小化しようとする者は、義務論的な考えに拠り所を求めるかもしれない。だが、不確実性に適切に対応できるか、対立を正当化可能なかたちで解決できるかといったことうまく答えられないという意味で、現代義務論は福祉功利主義と同じ限界を有する（*ibid.*：75；邦訳147頁）。

(7) 2015年採択のSDGsはその発展形態だが、狭義の環境政策を超えた目標も含まれる。

そうであるなら、現代の政策選択は世代内公正に専念せよとの立論も成り立ち得る。シュレーダー＝フレchetteは、デレク・パーフィットの非同一性問題（identity problem）⁽⁸⁾をはじめとする批判を概観し、次のように反論する。「誰かが謀殺されたり、罪のない人が何のいわれもなく殺されたりした場合、被害者の身元いかに関わらず、それが悪い行為だと我々は考える。同様に、誰が将来世代の成員になるかということは、彼らに影響を及ぼす我々の行為の倫理的評価にとっては、重要ではない」（Schrader-Frechette 2002：101；邦訳 168 頁）。

彼女は、米国ユッカマウンテンの事例も念頭に、HLW を永久地層処分（最終処分）する方式に疑念を呈する。「確かに地層処分は、今後数世代にとってはより安全なのかもしれない。しかし、もしそれが論点なのだとしたら、それは今まさに問題になっている疑問、すなわち、安全性の全般的な考慮によって不公平なリスク分配が正当化されるのかどうか、という疑問を惹起する。「誰にとってより安全なのか」「どの世代にとってより安全なのか」と問うことはいつでも可能である」（*ibid.*：99；邦訳 164 頁）。彼女が現実的代案と考えるのは、監視付回収可能貯蔵である⁽⁹⁾。

回収可能性論議にはやや詳しい説明が必要である。その際の留意点を先取的に示しておくのが、本稿の主題との関連で有益だろう。世代間公正の議論は世代内公正の地平に回帰する。また、環境正義論では、分配的正義と参加の正義との区別が重要である。

（2）回収可能性と最終処分概念の流動化

国際原子力機関（IAEA）の定義によれば、中間貯蔵（storage）が放射性元素、使用済み燃料ないしは放射性廃棄物の封じ込め施設（回収可能）での保管を意味するのに対し、放射性廃棄物の処分（disposal）では回収可能性（retrieval）は基本的に想定されない⁽¹⁰⁾。地層処分施設では、人為的に手を加えなくとも安全が保たれるほどの信頼性、すなわちアフターケア不要性が前提だからである。しかし近年では、最終処分場にも回収可能性を求めるようになり、その意味で中間貯蔵と最終処分の境界が流動化している（注 5, 6, 10 も参照）。早い段階から回収可能オプションを検討していたフランスでは、回収可能であることが最終処分場の許可条件である⁽¹¹⁾。カナダ核廃棄物管理機構が 2007 年報告書で勧告した「適応性のある多段階管理」は、敷地内貯蔵、集中貯蔵、長期間にわたる時間の枠組みで実施される深地層処分の混合物である（Johnson 2008：32；邦訳 69 頁）。

(8) 現世代が異なる選択をすれば異なる人が存在することになる。従って、将来世代に対する義務は、どんなものであれ、我々の行為が後世の特定の個人に及ぼす影響に訴えて正当化することはできない。

(9) どのオプションが（相対的に）望ましいのかは、技術的問題（漏洩リスクなど）やセキュリティ面（テロ対策など）も考慮した総合的判断である。彼女の環境正義論的考察から導けるのは、地層処分は世代内的にも世代間的にも公正要件を満たさぬところまでであり、監視付回収可能貯蔵への支持は倫理的結論というより時事問題への立場表明に近いと筆者は考える。

(10) IAEA 2016：41。その後の文書（IAEA 2020）では、各国の処分事例紹介の中で回収可能性に言及されるが、閉鎖後の最終処分場からの回収は事実上困難なことから、中間貯蔵と最終処分の概念的区別は、流動化しつつも存続していると考えべきである。

(11) 植月 2012：41。同国では、地層処分事業の一定期間にわたり可逆性（reversibility）を維持することを制度として導入した。必要な制度や施策を拡充しつつの段階的な意思決定は、その波及効果と捉え得るが、可逆性の実行判断に係る基準や指標および判断に至る評価方法や枠組みなどがあらかじめ定められているわけではない（江守 2021：56-57）。

とりわけ印象深いのは、ドイツの方針転換である。

最終処分場立地選定のための作業部会（AkEnd）の2002年報告書は、回収可能性が念頭にあると地理的に有利でない場所が選ばれかねないので、AkEndは放射性廃棄物の回収可能性を考慮する理由を認めない、との立場だった（AkEnd 2002：32）。2013年の候補地選定法⁽¹²⁾に基づき設置された最終処分場委員会の報告書（2016年）では、次のように言われる。「概念的に新しいのは、未来倫理的諸原則ならびに修正可能性志向に準拠し、いったん下された決定でも最大限の安全可能性に到達する学習という意味での原状回復可能性を求めたことである。原状回復可能性、すなわち進行中の措置の方向転換可能性は、誤謬の訂正を可能にし、将来世代に複数のオプション（新たな知見を考慮するなどして）を残しておくために必要で、信頼性醸成に寄与し得る。廃棄物の回収可能性、サルベージ可能性、ないしは決定事項の原状回復可能性が、その中心概念である」（Kommission Lagerung hoch radioaktiver Abfallstoffe 2016：31）。

IAEAの原則に律儀なまでに忠実だったドイツが、回収可能性を認める世界的トレンドにあわせ路線転換したことがわかる。この変位は、アフターケア不要な最終処分場という基本思想が後退した（せざるを得なかった）のはなぜかとの問いにより再定義できる（小野 2022a：7）。

アフターケア不要な最終処分場は、安全への信頼性と世代間公正により根拠づけられてきた。後者の観点、つまり将来世代に負担を残さないという意味では、アフターケア不要が望ましい。だが、そこでの安全性が技術的に担保し得ないとすれば⁽¹³⁾、話は別である。技術楽観主義がまたひとつ潰えたことで、議論の前提が変わった。回収可能性論議ははじめてではないが、アフターケア不要な最終処分場という神話が揺らぐ中、新たな意味合いを付与されて再登場したといえる。

可逆性・回収可能性を確保し、最終処分に向けて漸進的に進むということは、「決定権の世代間公平性」を重視する状態から「負担の世代間公平性」を重視する状態へ段階的に移行することであり、慎重な意思決定を行う余裕はできるものの、負担と決定権のトレードオフは残り続ける（寺本 2021：49）。監視付回収可能貯蔵は、世代間公正の観点からの自明の解ではない。将来世代への負担委譲が避けられない中、申し訳程度に選択の余地を残す苦肉の策とも言える。ジョンソンによれば、ある種の決定が深刻で不可逆的な社会的、環境的な危険を、先鋭なかたちで、累積的に、あるいは確率論的に引き起こすのであれば、現代世代には予防措置を講じる責務がある（Johnson 2008：88；邦訳 172-173頁）。この警告は遅すぎた。放射性廃棄物という不可逆的結果をもたらす原子力開発に乗り出した時点で、原状回復可能性は失われている。新技術の出現を見越し回収可能性の留保により将来世代の選択肢を増すとさえ聞こえはよいが、現代世代の誤った選択により世代間公正が大きく損なわれた責任を不問に付すことはできない。

地層処分であれ監視付回収可能貯蔵であれ暫定保管であれ、建設「場所」の問題⁽¹⁴⁾と切り離せ

(12) 現行法（2017年5月5日改正）の正式名称は「高レベル放射性廃棄物最終処分場の探索と選定のための法律」（Gesetz zur Suche und Auswahl eines Standortes für ein Endlager für hochradioaktive Abfälle）である。

(13) それを示す経験のうち、ドイツで特に重要だったのは低・中レベル放射性廃棄物貯蔵施設アッセIIの浸水事故で、これによりゴアレーベン岩塩層の安全神話は崩壊した。

(14) 地層処分を前提に最終処分地選定こそが政策課題であるとの頑なな姿勢を「立地問題化」フレーミングとよぶ寿楽浩太は、2023年の基本方針の下、このような方向で解決を図ろうとする日本政府の姿勢がますます強まっていると指摘する（寿楽 2023：24）。

ない。場所は、多くの場合、社会経済的階層やエスニシティと密接に関連する。シュレーダー＝フレチェットが、「通時的な不平等のある状況では、マジョリティとされる人々の利益のために、リスクにさらされている地理的なマイノリティや通時的なマイノリティの人々を利用することが容認されがちである」（Schrader-Frechette 2002：96；邦訳158頁）というのは、経験的に正しい。HLW 処分は世代内正義と世代間正義が一体化した問題であり⁽¹⁵⁾、「ある人を他の人の目的のための手段として利用」しないような政策選択が求められる。もちろん、世代内不平等が解消されれば世代間正義が実現する保証はないが、世代内不正義を抱える社会には世代間正義は手に余る課題だろう。

（3）参加の正義と熟議民主主義

分配的正義と参加（手続）的正义の区別の重要性という論点に進もう。シュレーダー＝フレチェットの著書第5章は、両方の正義を要件に含むPPFPEに反するゆえ環境不正義は不正との議論を、世代間公正の次元に拡張する。それに先立つ第2章では、批判理論が純粋に分配の問題にとどまる限り不十分なものでしかないとのアイリス・マリオン・ヤングやマイケル・ウォルツァーの議論が紹介される。「何らかの財の分配状況の誤りだけでなく、財の優越を支える不当な構造と手続きをも修正しなければならないということを経験することが肝要である」。そのためのひとつの方法は、参加の正義の原則を用いることで、特定の集団による特定の財の不当な独占という誤った分配状況をもたらし社会構造と手続きを査定し改善することである。そこでは、利害関係者の熟慮と専門家の熟慮に等しい重みが与えられる。両者の同等性は、専門家の周囲に漂うイデオロギーを浮かび上がらせるためにも必要である（*ibid.*：27-28；邦訳43-44頁）。

将来世代は、分配と参加の両側面に対等に処遇される権利を有する。とはいえ、彼らが現代の政策決定に直接参与することはおろか、現代世代と同じ方法でインフォームド・コンセントを与えることもできない。将来世代のどの権利が時間的不確実性を超えて保障し得るのであり、現代世代はそれに応答する義務を負うのだろうか。

熟議民主主義的な考え方はより問題の少ない方法で将来世代の人間に拡張適用されるゆえ、福祉功利主義や現代義務論の非決定性によりよく対処する端緒を有している、というジョンソンの議論に立ち戻ろう。道徳上の地位についての熟議民主主義の考え方が義務論や功利主義を超えると彼女が考える理由は、「現在世代と将来世代の人々の諸権利を、彼らを拘束したり彼らに影響を与える決定を生みだすに際して熟議し民主主義的に参加するという権利に限定している」からであり、「その他一切の権利は、現在あるいは将来の熟議民主主義的な制度や決定過程に参加する人々の正当化される決定にゆだねられる」（Johnson 2008：85；邦訳166頁）。ここで念頭に置かれるのは、高度の抽象性と匿名性により特徴づけられた諸個人である。

福祉功利主義が陥った隘路は、保護すべき将来世代の特性を現代世代が知り得ないことで、そこ

(15) ヨーロッパのHLW処理多国間アプローチ（原子力エネルギー生産国ごとにはなく、数ヶ所にまとめて処分場を建設する）への賛否を世代間正義と世代内正義の対立とする見方も紹介されるが（吉永・福永2018：43）、問いの立て方に疑義がある。世代間正義と世代内正義の優先順位づけに解消されない、種々の問題が複合しているのだが、その検討は別の機会に譲りたい。

から将来世代に対する責務は存在しないとの言説も派生する。しかし分配における効用計算をいったん離れ、一定のルールに則った熟議と民主主義的決定を考えるなら、時間的不確実性を超えて参加の正義を論じる手がかりとなるのではないか。現代の政策が未来に影響を及ぼす場合、将来世代はそれについて熟議し、必要とあらば修正できなければならない。世代間の相互尊重性に関与し得るのは、将来の人々にとり何が正当かと自分自身に問いかけるような現代人、より正確には、現代人の中でも自らの道徳上の考慮範囲を将来世代にまで拡充するような人々である (*ibid.*: 87; 邦訳 170 頁)。

この議論は、参加の正義（およびそれを保障するための手続的・承認的正義）を前面に出すことにより（ただし世代間の相互尊重が要件）、時間的不確実性を超えた熟議の可能性を示唆している。だが、それだけでよいだろうか。NWM 政策過程では、放射性廃棄物という具体的害悪（不利益）をめぐる緊張がつきまとい、対話参加者（熟議とは限らない）はそれぞれ社会的利害関係を体現する。分配的正義に立ち返った議論も必要なのではないか。その際、完全な意味での「不利益の公正分配」が不可能なら、補償措置なども含めた次善の策を考えねばならない。こうした限定的条件下での熟議民主主義の応答性は、どう評価されようか。

これについて考察するため、次節では、NWM 政策における熟議の重視を、環境正義の理論的發展との相互関連性という文脈で再評価する視点を提示する。その上で、分配的・手続的正義の両側面を含む環境正義論の NWM への採用可能性とその限界に迫り、ポスト熟議民主主義時代に何が問われているかについて論を進めたい。

3 熟議民主主義の環境正義問題への応答性

(1) NWM の「熟議的転回」と NIMBY

DAD アプローチ（決定 decide, 宣言 announce, 防御 defend）に頼った 20 世紀型の迷惑施設立地は、激しい抗議運動を誘発する。その教訓から「対話 communicate, 参加 participate, 影響 influence」型へモデルシフトが進むと、十分な情報提供と市民参加、拒否権の留保なくして問題解決は望めない (Brunnengräber, Schreurs 2015: 72-73)。こうした知的雰囲気の中で NWM の「熟議的転回」が語られた。透明性ある手続きと市民参加を通じた社会的合意形成への要請⁽¹⁶⁾ がデモクラシー論の新動向と呼応し合ったことは、想像に難くない。だが、見過ごされるべきでない論点がある。放射性廃棄物問題のような NIMBY 性の強いテーマ⁽¹⁷⁾ で熟議民主主義は可能だろうか。

HLW 処分場は究極の NIMBY 施設である。立地選定がうまくいかない場合、何が起こるか。国家主導で上意下達な政策様式 (DAD アプローチ) の復権か、地域間の「万人の万人に対する戦い」か。立地を免れたい自治体はあらゆる策を講じる。それでも競争に敗れたら、十分にエンパワーメ

(16) 情報アクセス、政策決定への公衆参加、環境正義へのアクセスを三本柱とするオース協定 (1998 年) は、手続的正義の理想には及ばないものの、環境政策決定における公衆参加の制度化という点で重要な手がかりとなった (Bell, Carrick 2020: 106-107)。

(17) 誰もが望まぬ迷惑施設への抗議は、しばしば「自分の家の裏庭に作られることには反対 (Not In My Back Yard)」との表現形態をとるため NIMBY 型の運動といわれる。

ントできなかつた自己責任なのか。これでは新自由主義イデオロギーと大差ない。それを回避しようとするのが、誰もが望まぬものは誰にも押しつけてはならぬ（NIABY⁽¹⁸⁾）との言説である。だが、NWMにNIABYはあり得ない。HLWが消えてなくならぬ限り、どこにも最終処分場を作らないという選択肢はないからである。

ブルンネングレーバーは、処分場問題に社会全体で取り組むべきとの認識が共有されていれば、手続きの公正性が中心テーマとなり、NIMBYも「建設的IMBY」に転化できるかもしれないとの見解を示す（Brunnengräber 2015: 109）。楽観的過ぎるとの批判はあろう。特定地域への迷惑施設押しつけ反対は、社会共同体成員による負担の分かち合いと同義でない。ましてや、それを自らの地域に誘致することとは相当の距離がある⁽¹⁹⁾。

負担の分かち合いや自発的同意は重要である。どうすれば、国家の強制や多数派世論の圧力によらない合意形成が可能か。そのための手続きはどうあるべきか。DADアプローチ以後の先進社会でNWM政策の熟議的転回があったとすれば、これこそが「転回」の本質的意味である。だが、NIMBY思考が暗雲のように垂れ込める中での自発的受け入れの称揚は、不正義の隠蔽に転化し得ることも見落としてはならない。

いくつかの段階を区別すべきだろう。まず、ブルンネングレーバーも指摘する手続きの公正性である。そこでは、透明性と市民参加が評価基準である。ただ、公正な手続きにより（代表者の）自発的同意が得られたとしても、住民は納得するだろうか⁽²⁰⁾。特定地域に処分場を建設する以上、誰もが同じだけ負担を分かち合う「不利益の公正分配」ではもはやない。地域間公正を事後的に達成する調整手段として、経済的補償の問題が出てくる。これは一概に否定されないが、補償措置を迷惑施設受入のインセンティブとして用いるべきでない。自発的な受け入れ（IMBY）は補償と結びつくことが多く、それはそれで重要だが紛争回避の王道ではないとのデイ・ヌッチの議論（Di Nucci 2016: 138; Di Nucci 2019: 165）には苦悩が滲む。

すべての人は居住に適した環境を求める権利を有し、それは金銭と引き換えにされてはならない。こうした理想論を阻む不平等や差別感情、その表象としてのNIMBY思考は、現実政治レベルの失敗だろうか。実は、理論そのものが弱点を孕んでいるのかもしれない。ロールズの正義論も、平等を旨としつつ、絶対に不平等を認めないわけではない。どのような場合に不平等が正当化されるのか論じたのが「第二原理」であり、「そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資する」かが問われる。もしロールズが功利主義を批判し切れていないなら、有害施設のそばで暮らす人の厚生が全体として悪化しなければ構わないとの

(18) Not In Anybody's Back Yard の略。

(19) 中心／周辺構造の下でのNIMBY問題という意味では、沖縄米軍基地問題にも共通性がある。福島（原発事故）と沖縄（米軍基地）に戦後日本の「犠牲のシステム」として類似した植民地支配関係を見出す高橋哲哉は（高橋2012）、その後の著作で「本土」による沖縄米軍基地引き取りを提唱する（高橋2015）。これを受けるかたちで、市民団体が米軍基地誘致運動を展開した（詳細は福本2017等参照）。建設的IMBYの実践例ではあるが、NIMBYを自発的受け入れの論理で超克するという発想の限界も垣間見える。

(20) インフォームド・コンセントがとれていれば（事後的）異議申立権はないとの言い方には、多くの人が嫌悪感を抱くだろうが、その背景には、手続的正義が満たされていても分配的正義が実現するとは限らないという事情がある。

反論には脆弱である。

環境正義論者の中には、世代内的にも世代間的にも第二原理を満たさぬ地層処分場は容認し得ない、と考える者もいる。だが彼らとて、ではどうするのかと問われると、監視付回収可能貯蔵という妥協案（シュレダー＝フレチェット）か超深孔処分⁽²¹⁾のような未知のテクノロジー（コットン）に退避してしまう。もしこれが、HLWを抱えている限り環境正義は実現できないという意味なら、現行の環境正義論は原発推進路線への事後的批判ではあり得ても、すでに生み出した害悪（不利益）を一部の者への負担押しつけでないかたちで公正分配するという課題には踏み込めない未完の理論なのである。

今や、NIMBY問題で熟議は可能かとの本節冒頭の問いは、次のように定義し直される。熟議民主主義は、環境正義論の到達点と限界をふまえつつ、利害対立と非合理が渦巻く現実政治過程において「不利益の公正分配」の実現を志向する実践理論たり得るのか。もしそうなら、どのような条件下で、どこまでの成果が期待されるのか。逆に、熟議民主主義論があくまでも規範理論であり、熟議がよい結果を生むとは限らないなら、問題解決の展望に乏しいまま熟議を繰り返すのは得策でないかもしれない。場合によっては、熟議以外の方法を視野に入れることも必要だろう。

（2） 熟議民主主義の政治制度論的位置——ステークホルダー論からの批判にもふれて

熟議民主主義を政治制度として見る場合、代議制や官僚機構を特徴とする現行政治体制との比較検討が不可欠である。選挙や多数決だけでは現代社会の多様な価値観を反映しきれない、との認識が出发点にある。ただし、フォーマルな機構の全面的代替を求めるラディカルな主張はむしろ例外で、多くは、熟議的手法の実装による代議制民主主義の補完・活性化に期待するようである⁽²²⁾。こうした問題関心を共有しつつも、熟議民主主義を批判的に検証する理論のひとつがステークホルダー論である。

この立場の論者によれば、法的に境界を定められた被治者を意味するデモストと、実際に決定権力の影響を被るステークホルダーの範囲が乖離している現在、権力の影響を受ける者が意思決定過程に参加すべきとするデモクラシー論の原理的要請が機能しなくなった（松尾2019：4）。私益の追求を批判し、公共的理由の検討のみを強調する熟議モデルでは、少なからぬ人々が政治に消極的になるポスト政治の状況下で熟議への動機づけを担保できない。紛争解決には、「各当事者の価値観や利害関心は不変であることを前提に、それぞれの利害関心を満足させる最適解」を模索するような交渉も必要である（*ibid.*：31-32）。

熟議と交渉は、行為主体の選好・価値観変容の有無が分界線となる。当事者の声こそ重視すべき

(21) 大深度ボーリング孔を利用し地下5キロ以上の深さに廃棄体を処分する方式。米国を中心に先端的研究がなされ、現在までのところ実施例はないが、複数の国が関心を寄せる（IAEA 2020：67）。コットンがそれに期待する（Cotton 2017：237-241）のには、柔軟性を欠いた巨大テクノロジー批判という彼の議論に照らしても疑問を感じざるを得ない。

(22) 国家・議会における「決定志向の審議」と市民社会（公共圏）における非公式な意見形成過程からなる民主主義の複線モデルもその例である。田村哲樹は、既存理論の説明が不十分と認めつつも、国家と市民社会の関係を考慮に入れることにより「熟議」「民主主義」「意思決定」の三要素を結びつけることは可能として（田村2008：127）、市民社会における熟議民主主義の具体的制度のあり方を考察する。

と考えるステークホルダー論では、話し合いは交渉の性格を色濃く帯びる。この点、公共性理性の承認を参加の要件とする熟議民主主義論⁽²³⁾と比べて、ステークホルダー論は、当事者でありながら政治的意思決定から除外されがちな者の承認的正義をより強く意識している。

本稿の議論は、手続的・承認的正義のみならず分配的正義への再注目が必要との方向に進みつつある。そうした観点から熟議民主主義論やステークホルダー論を検証する手がかりとして、英独のNWM政策過程を見ておこう。ドイツでは永年、ゴアレーベンが最終処分場の有力候補と目されてきた。しかし、反原発運動の一大拠点である当地は、2021年に候補から外れる。理由はさまざま言われているが、政治的思惑も絡んだ事実上唯一の候補地を既定方針とした進め方も一因だろう。DADアプローチの失敗である。その教訓から、市民の熟議も加味した候補地の絞り込み⁽²⁴⁾が追求されるようになった。

ドイツの経験は、透明性ある手続きと市民参加の重要性を裏書きする。だが、それとワンセットの問いがある。当事者の自発的同意を内実あるものとするには、住民投票、ないしは一種の拒否権が担保されねばならない。どのステークホルダーにどの程度の拒否権が認められるのか。興味深いのは、イギリスにおける地元協議である。

イギリスでは、HLW処理の長期的最善オプションを提言すべく、2003年に環境団体、公衆参加の専門家、社会学者、原子力産業関係者などが参加する放射性廃棄物管理委員会（Committee on Radioactive Waste Management: CoRWM）が設立された⁽²⁵⁾。その報告書を受けた放射性廃棄物管理に関する白書（2008年）には、ボランティアリズムとパートナーシップに基づくアプローチこそ最良の方策との政府の信条が記される（Defra 2008：47）。選定プロセスの第一段階として「関心の表明」（地方自治体は政府との協議に参加するが受入責任はない）、第二・第三段階として「参加決定」（最終処分場選定過程に参加する決断を下すが受入責任はない）が想定される。この呼びかけに応じ「関心の表明」をしたセラフィールド周辺の3つの自治体（カンブリア州、アラーデール地区、コーブランド地区）は、「西カンブリア放射性廃棄物にかかわる安全管理パートナーシップ」の下で熟議を行った。自治体側には「退出の権利」が最終段階に至るまで保障される（2008年白書6.38）。この条項に基づき、2013年、カンブリア州が退出の権利を行使した。

退出の権利は高水準の拒否権付与であり、承認的正義の徹底化である。それがために処分場候補

(23) 「当初の選好が他者の観点を考慮に入れるように変容する過程」を通じて、諸個人の選好は「反省的選好」へと練り上げられる。反省的選好形成の動因として利益、理性、情念が考えられるが、熟議民主主義論は、理性の役割の重視により「統治能力の危機」論の乗り越えと、不確実性を特徴とする現代社会における確実性創出＝集散的に拘束する解決策の提出を企図した（田村 2008：44）。熟議民主主義論は、政治に内在する対立の契機およびそれを理性により克服する可能性をめぐる、「闘技民主主義」論からの批判を惹起し得る。ステークホルダー論からの問題提起とあわせて検討されるべきだろう。

(24) 改正候補地選定法（注12）に基づき設置された国民参加諮問委員会（NBG）は、一定の成果を上げたようである。熟議民主主義がどの程度実現したかを測定した論文もあるが（Olliges 2019：263-264）、熟議的「転回」の名にふさわしい質的变化があったか否かは要検討事項である（Ono 2021）。

(25) MacKerron 2015：104。CoRWMではNWMに関するIAEAの倫理原則が採用される（Cotton 2014：103）。

地を選定できなかったという経験⁽²⁶⁾は、すべての行為主体のNIMBY的主張を事実上容認するNIABY言説が、不利益分配が具体的に問われる段では役に立たぬことを示唆する。本稿の問題関心は、環境正義論の批判的検証である。NWMに熟議民主主義を介在させることで、手続的・承認的正義と分配的正義との緊張関係を止揚させたかのような印象を与えてこなかったか。手続的・承認的正義がどちらかといえば価値規範に関わるのに対し、分配的正義では現実政治過程における政策的巧拙が実利的に問われる。NWM政策過程への熟議的手法の実装にもかかわらず、分配的正義の実現におも課題を残すとしたら、今いちど、環境正義論の学説史的発展に立ち返る必要がある。

(3) 分配的正義への再注目とポスト熟議民主主義時代

どこかにHLWを收容し世代を超えて管理せねばならぬ以上、厳密な意味で「不利益の公正分配」はあり得ない。どこに施設を作るのか、否、どこにも作らせるなどといった議論を繰り返している限り、NIMBYを超えた問題解決は望めない。分配の正義にいくらかでも近づくには、ポスト熟議民主主義時代にふさわしい思考様式が必要である。まず、原子力開発の「負の遺産」(著しく環境倫理に反するとしても!)を社会共同体の全成員で引き受けることが共通認識とされねばならない。それは、誰もが同じだけ放射線にさらされる「平等」を意味しない。どの程度リスクが軽減されれば受け入れられる(引き受けてもらえる)のか⁽²⁷⁾、それに伴う(世代内・世代間)不平等はどこまでなら許容し得るのか、どうしても取り除けない不平等を補正して擬似的「不利益の公正分配」を達成するための補償措置はどうあるべきかなどが、次の段階の検討課題となる。

これはケースバイケースの細かい議論だろう。熟議民主主義のような規範理論より、功利主義的発想に基づく計量分析や官僚主義的調整(不偏不党性が前提だが)が優位性を持つ領域かもしれない。望ましい政策決定様式は、熟議とパターンリズム、参加の正義と分配的正義、既成制度の改革可能性などの論点を比較衡量して導き出される。環境正義論のNWM政策への採用可能性を論じる本稿にできるのは、問題発現の時代性を理論発展のダイナミズムに位置づけ直す作業を通して熟議民主主義の射程を問うことぐらいである。

上述のように、分配的正義への偏重を批判し手続的正義の重要性を指摘することで、環境正義論に一世を風靡したのはヤングである。彼女の意図を示す箇所を引用しておこう。「本書の議論を進める過程で、ハーバーマスやヘラーらが唱える、ラディカルなまでに民主的な理想の中に埋め込まれたシティズンシップや合意、普遍性の理念に関して、いくつかの批判的な問いを提起することになる。しかしそれでも私は、コミュニケーション的倫理の構想から導出されたこうした一般的な正義概念を承認し、支持したい。ここにおいて正義の概念は、分配パターンに焦点を置いたものか

(26) その後に顕著となる熟議を避けようとする姿勢は、2014年に出された修正版白書や2015年制定の法律(地方の意向に反してでも最終処分場立地を推し進める権限を政府に付与)にも見て取れる(小野2022a:15)。さらなる改訂版2018年白書には、候補地選定の6度目の試みが示される(Thomas 2023:212)。

(27) 特定のリスクの社会的受容可能性を判定するためのリスク比較が、シュレーダー=フレchetteのいう危険性アセスメントの第三段階(リスク同定とリスク判定に続く「リスク評価」)である。議論の余地ある多様なリスクの量的比較のゆえに、リスク評価は、客観的・科学的であると同時に、効率と公平に関する規範的な目的を焦点とする手続きのなものともなる(Schrader-Frechette 1991:56-57;邦訳71-72頁)。

ら、熟議や意思決定への参加に関する手続的な争点を扱うものへと移行を遂げている」(Young 1990: 34; 邦訳 48 頁)。

分配的パラダイムは正義の言説全体に広く浸透しており、ロールズもその例外でなかったという。この規範は社会に関する個人主義的概念を採用し、財の消費者・所有者として効用最大化を志向する人間を念頭に置く。そこに行為者・主体としての人間のイメージを付加し分配的パラダイムを転換するには、社会構造や制度的文脈といった分配パターンの決定に影響を与える権力、手続き、分業制、文化、機会、自尊心などの非物質的要素 (*ibid.*: 15-16; 邦訳 20 頁) に目を向ける必要がある。

社会運動論の次元に引き戻して考えれば、差異の承認(承認的正義)への注意喚起により、マイノリティ運動などともすれば主流言説から等閑視されがちな集団をエンパワーしたことが、ヤングの著作の意義のひとつである。この問題関心はその後の環境正義論に引き継がれ、例えば NWM 政策における先住民の発言権(の欠如)は重要な関心事となっている (Johnson 2008: chs.3-4; Schrader-Frechette 2002: ch.6)。さらに時間が流れ、今日の私たちは、熟議民主主義が HLW 処分場立地選定の万能薬でないことも知っている。熟議民主主義が本領を発揮するのは、政策決定に際し参加の正義が問われる局面であり、(不利益をめぐる)分配的正義やその事後的調整が問われる段階では必ずしもそうとは限らない。しかるにポスト熟議民主主義時代とは、手続的正義(参加の正義)の強調によりもたらされた環境正義の知見の豊富化をふまえた上で、分配的正義に立ち戻り具体的問題状況に対峙することが求められる時代である。熟議民主主義の規範理論性に対するステークホルダー論などからの批判も、こうした状況を念頭に置きつつ再検討されるべきだろう。

再びヤングの議論を参照しよう。「一部の政治理論は、社会の大多数の人々の日常生活とは隔絶した中央集権的な立法・司法制度や、政策を決定し強制できるだけの権威を持った国家官僚の存在などを前提する傾向がある。つまり、こうした理論は、税体系や各種の行政サービスを考案したり、その運用を請け負ったりする、官僚制や福祉サービス機関などの現代国家の諸制度を自明のものと考えている」(Young 1990: 22; 邦訳 30 頁)。彼女の批判が福祉資本主義(による所得再分配)でなく、そこに潜む支配や抑圧の契機に向けられることに注意すべきである。分配的正義をどこまで実現したかは心許ないが、福祉国家そのものを否定する言説は(新自由主義以前の時代には)それほど強くなかった。

これに対し、リスクや社会的害悪などを公正分配する制度的枠組みは、少なくとも福祉国家に匹敵するレベルでは未確立である。そうした仕組みを構築し、NWM、特に処分場立地をめぐる「万人の万人に対する戦い」を回避できないだろうか。それは容易な業でないし、新たな連帯の可能性を示唆しつつも「かつて不安が合理的な行動の基盤となったことは一度もない」(Beck 1986: 66; 邦訳 76 頁)と語ったリスク社会論の泰斗の言葉は重い。いずれにせよ、「不利益の公正分配」を志向する福祉国家類似のメカニズムにおいて、(DAD アプローチのような不透明な手続きと決定の押しつけは論外だが)市民参加の拡張が分配的正義の最適解を導く保証はないし、熟議民主主義の射程は未知数である。だがそこに、環境正義論が規範理論を超えて現実政治の実践理論となる結節点も見出し得る。

おわりに——いくつかの思考実験

環境正義論はNWM政策に援用可能か。完全なる「不利益の公正分配」が不可能で、補償措置も含め次善の策を考えねばならない限定的条件の下、熟議民主主義はどの程度の応答性を有するのか。その答えは、手続的正義と分配的正義のいずれを重視するかにより変わってくる。分配的正義への再注目はNWM政策の「熟議的転回」以後の今日的要請だが、既存理論の応答性は十分とは言いがたい。少なくとも、さらなる探求の余地がある。以下に示すのは、目標に一步でも近づくための思考実験である（政策提言ではない）。

いくつかの反論が予想される。典型的なのは、地層処分を所与として「場所」の問題に矮小化すべきでない、という批判だろう（注14も参照）。これには政治的なものと技術的なものがある。前者の観点からすれば、地層処分という原発推進側の論理に与すべきでないということになる。一部の反原発運動は（地上での）長期暫定保管案を掲げるが、以下の思考実験では検討対象から除外した⁽²⁸⁾。多量の放射性廃棄物を抱える国では、反原発勢力といえど、最終処分問題に向き合うことは避けられないのである。

何らかの方法で地層処分を回避しようとする立場もある。そのひとつは、核種変換など未来テクノロジーへの期待である。研究を続けることに異存はないが、技術楽観主義が次々に裏切られた原子力開発の歴史を直視するほうが重要である。もうひとつの立場はHLW輸出である。倫理的にも国際法上も正当化し得ない「禁じ手」だが、環境保護団体や地質学者も含めこの方向に流れる誘惑は常にある。

原発を止めて総量管理を可能にするのが先決、とのもっともな意見がある。その前提で、すでに生み出してしまった「負の遺産」をどのように公正分配するかという問題である。議論の糸口を3つ提示しておきたい。

- ① 建設的IMBY論
- ② くじ引き民主主義論の候補地選定への転用
- ③ ニュークリアー・シルバー・ビレッジ (NSV)

建設的IMBYの困難性には行論中で言及した（注19も参照）。それでも、社会共同体の全成員で引き受けるという意識変容は必須であり、それなしに討議は成立しない。自発的受け入れの究極のかたちは建設的IMBYである。せっかくの善意が権力者や多数派世論に都合よく利用されて終わらないように策を講じる必要がある。

近年、くじ引き民主主義の研究（吉田2021等）が進む。選挙や民主主義の制度疲労という問題

(28) 考慮に値するオプションをあえて除外するのは、思考実験のための条件設定と理解されたい。有名な思考実験に「トロッコ問題」がある。トロッコが暴走し、何もしなければ本線上で作業している5人が死ぬが、ポイントを操作し側線に導けば、5人の命を救える代わりに他の1人が犠牲になる。たまたまそこに居合わせた者は、ポイントを操作すべきか否か。ここで問われているのは、極限状況で厳しい選択に迫られた時に人はどう行動すべきかということである。いったんは作題者の指定する前提条件を承認し、決して愉快でない思考訓練に服すべきである。トロッコ暴走の責任を追及したり、トロッコを脱線させて1人の犠牲者も出さない方策を考えたりすることは、別の問題である。

関心を熟議民主主義論と共有しつつ、いっそ代表者をくじ引きで決めるのも一案との問題提起である。これにヒントを得て、誰も望まぬ最終処分場ならくじ引きで立地を決めてはどうか。偶然の不幸・災難の人為的コントロールが人類史の進歩だとすれば、それに逆行するような無為の推奨には直感的な違和感がある。誰も責任をとらない（とれない）ことがNWM問題の宿痾なら、責任の所在をますます不鮮明にするのはいかがなものかとも。しかし、合理的解決を意図した介入も恣意性を免れ得ないなら、偶然に委ねるほうがかえって公正との言い方もあながち間違いではないのではないか。

この方策がうまくいく前提は、自らの地域が「偶然」立地となるかもしれないゲームのルールを、すべての行為者（ステークホルダー）が承認することである。現実離れした仮定と言わざるを得ない。実際には処分場に適さない土地を除外したくじ引きとなり、各地が「不適格性」競争を繰り広げる中、結局はリソースの乏しい者が競争に敗れて気の毒な「くじ引き」に供されてしまう。くじ引きで決定の手続的正義の問題が外見上中和されても、社会経済的格差や差別が分配的正義の実現を妨げるという構図は変わらない。

最終処分場はどこかに必要との前提で、次善の策を合理的思考により案出するとしたら、ひとつのアイデアはNSVである（小野 2022b）。地域社会の構成員はさまざまである。乳幼児、未成年者、出産年齢の男女が被ばくリスクのある場所に住むべきでない。脱原発後も避けられぬ関連施設の周囲には、自らの意思で良好な生活環境を若い世代に譲った高齢者などが充実して暮らせるNSVを建設する。放射線被ばくの感受性や余命を勘案して若年者と高齢者に区別を設けるのは、正当化し得ない不正義ではない。他地域との交流が活発なら「現代版姥捨山」にはならない。なお、NSVのバリエーションとして、最終処分場周辺をアミューズメントパークにすることも考えてよい。アイロニーやニヒリズムではなく、「過去の歴史」を風化させないためのまじめな提案である。

（おの・はじめ 工学院大学教育推進機構教授）

付記：本稿は、JSPS 科研費「放射性廃棄物問題と現代デモクラシー論／日欧の最終処分場立地をめぐる理論・実証分析」（21K01304）による研究成果の一部である。

【参考文献】

- 植月 献二（2012）「使用済燃料及び放射性廃棄物管理に関する欧州原子力共同体の枠組み指令」『外国の立法』252号、26-49頁
- 宇野重規（2015）「ロールズにおける善と正義——リベラル・コミュニタリアン論争再訪」大瀧雅之・宇野重規・加藤晋編『社会科学における善と正義——ロールズ『正義論』を超えて』東京大学出版会、第1章、25-48頁
- 江守稔（2021）「地層処分と可逆性・回収可能性（R&R）を考える」『環境情報科学』50巻3号、53-57頁
- 小野一（2022a）「放射性廃棄物管理政策研究のパラダイム転換を求めて」『境界研究』12号、1-31頁
- （2022b）「ひとつの思考実験『ニュークリアー・シルバー・ビレッジ』——課題共有と議論のための手がかりとして」『日本の科学者』57巻5号、31頁
- 小野有五（2021）「寿都町、神恵内村で明らかになった『核のゴミ』地層処分の問題点」『科学』91巻1号、90-104頁

- 寿楽浩太 (2021) 「責任ある高レベル放射性廃棄物の管理・処分とは何か」『環境情報科学』50巻3号, 33-37頁
- (2023) 「高レベル放射性廃棄物処分政策の現段階と課題——『ポスト・テクノクラシー』をどう見るか」『環境と公害』53巻1号, 21-26頁
- 高橋哲哉 (2012) 『犠牲のシステム 福島・沖縄』集英社
- (2015) 『沖縄の米軍基地——「県外移設」を考える』集英社
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由——民主主義の政治理論』勁草書房
- 寺本剛 (2021) 「高レベル放射性廃棄物問題における世代間公平性の限界」『環境情報科学』50巻3号, 48-52頁
- 福本圭介 (2017) 「基地引き取り運動とは何か? ——植民地主義を変質させる自治の力!」『月刊むすぶ』557号, 52-55頁
- 松尾隆佑 (2019) 『ポスト政治の政治理論——ステークホルダー・デモクラシーを編む』法政大学出版局
- (2022) 『3・11の政治理論——原発避難者支援と汚染廃棄物処理をめぐる』明石書店
- 吉田徹 (2021) 『くじ引き民主主義——政治にイノベーションを起こす』光文社
- 吉永明弘・福永真弓 (編著) (2018) 『未来の環境倫理学』勁草書房
- Arbeitskreis Auswahlverfahren Endlagerstandorte (AkEnd) (2002) *Auswahlverfahren für Endlagerstandorte: Empfehlungen des AkEnd - Arbeitskreis Auswahlverfahren Endlagerstandorte*.
- Beck, Ulrich (1986) *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*. Frankfurt/M.: Suhrkamp Verlag. (邦訳『危険社会——新しい近代への道』東廉・伊藤美登里訳, 法政大学出版局, 1998年)
- Bell, D., and J. Carrick (2020) "Procedural Environmental Justice." in: R. Holifield, J. Chakraborty and G. Walker, eds., *The Routledge Handbook of Environmental Justice*. New York: Routledge. pp.101-112.
- Brunnengräber, Achim (2015) *Ewigkeitslasten: Die „Endlagerung“ radioaktiver Abfälle als soziales, politisches und wissenschaftliches Projekt - eine Einführung*. Baden-Baden: Nomos.
- Brunnengräber, A., M. R. Di Nucci, A. M. Isidoro Losada, L. Mez, and M. A. Schreurs (eds.) (2015) *Nuclear Waste Governance: An International Comparison*. Wiesbaden: Springer VS.
- Brunnengräber, A. and M. R. Di Nucci (eds.) (2019) *Conflicts, Participation and Acceptability in Nuclear Waste Governance: An International Comparison Volume III*. Wiesbaden: Springer VS.
- Brunnengräber, A. and M. Schreurs (2015) "Nuclear Energy and Nuclear Waste Governance: Perspectives after the Fukushima Nuclear Disaster." in: Brunnengräber et al., 2015, pp.47-78.
- Cotton, Matthew (2014) *Ethics and Technology Assessment: A Participatory Approach*. London: Springer.
- (2017) *Nuclear Waste Politics: An Incrementalist Perspective*. New York: Routledge.
- Defra (2008) *Managing Radioactive Waste Safely: A Framework for Implementing Geological Disposal: A White Paper by Defra, BERR and the developed administrations for Wales and Northern Ireland*.
- Di Nucci, Maria Rosaria (2016) "NIMBY oder IMBY: Akzeptanz, Freiwilligkeit und Kompensationen in der Standortsuche für die Endlagerung radioaktiver Abfälle." in: Achim Brunnengräber, ed., *Problemfälle Endlager: Gesellschaftliche Herausforderungen im Umgang mit Atommüll*. Baden-Baden: Nomos. pp.119-143.
- (2019) "Voluntarism in Siting Nuclear Waste Disposal Facilities: Just a Matter of Trust?" in: Brunnengräber, Di Nucci, 2019, pp.147-174.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2016) *IAEA Safety Glossary: Terminology Used in Nuclear Safety and Radiation Protection: 2016 Revision*. Vienna.
- (2020) *Design Principles and Approaches for Radioactive Waste Repositories*. Vienna.
- Johnson, Genevieve Fuji (2008) *Deliberative Democracy for the Future: The Case of Nuclear Waste Management in Canada*. Toronto: University of Toronto Press. (邦訳『核廃棄物と熟議民主主義——倫理的的政策分析の可能性』船橋晴俊・西谷内博美監訳, 新泉社, 2011年)

- Kommission Lagerung hoch radioaktiver Abfallstoffe (2016) Abschlussbericht: Verantwortung für die Zukunft: Ein faires und transparentes Verfahren für die Auswahl eines nationalen Endlagerstandortes.
- MacKerron, Gordon (2015) “Multiple Challenges: Nuclear Waste Governance in the United Kingdom.” in: Brunnengräber et al., 2015, pp.101–116.
- Olliges, Julia (2019) “A ‘Deliberative Turn’ in German Nuclear Waste Governance? The Participation Process of the Commission on the Storage of High-Level Radioactive Waste.” in: Brunnengräber, Di Nucci, 2019, pp.261–292.
- Ono, Hajime (2021) “Unaccomplished ‘Deliberative Turn’ in German Nuclear Waste Management: Theoretical and Comparative Study of Final Repository Site Selection.” in: *Kogakuin University Bulletin* (『工学院大学研究論叢』), 59–1, pp.1–22.
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice: Revised Edition*. Oxford: Oxford University Press. (邦訳『正義論 (改訂版)』川本隆史・福間聡・神島裕子訳, 紀伊國屋書店, 2010年)
- Schrader-Frechette, Kristin (1991) *Risk and Rationality: Philosophical Foundations for Populist Reforms*. University of California Press. (邦訳『環境リスクと合理的意思決定——市民参加の哲学』松田毅監訳, 昭和堂, 2007年)
- (2002) *Environmental Justice: Creating Equality, Reclaiming Democracy*. Oxford: Oxford University Press. (邦訳『環境正義——平等とデモクラシーの倫理学』奥田太郎・寺本剛・吉永明弘監訳, 勁草書房, 2022年)
- Thomas, Stephen (2023) “UK Nuclear Waste Policy: 50 Wasted Years,” in: M. Arentsen and R. v. Est, eds., *The Future of Redioactive Waste Governance: Lessons from Europe*. Wiesbaden: Springer VS. pp. 199–229.
- Young, Iris Marion (1990) *Justice and the Politics of Difference*. Princeton: Princeton University Press. (邦訳『正義と差違の政治』飯田文雄・菊田真司・田村哲樹監訳, 法政大学出版局, 2020年)